

反社会的勢力対応宣言について

大 幸 工 業 株 式 会 社
大阪ベントナイト事業協同会社
大 幸 グ ル ー プ

弊社グループ各社では、暴力団等反社会勢力との関係遮断に向けた取り組みを行っていますが、平成21年12月1日弊社役員会及び次長会において「反社会勢力による被害を防止するための基本方針」とともに同趣旨の「宣言書」を採択し、引き続き反社会勢力との関係遮断に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

この規程及び宣言書の制定については、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等の内容を踏まえたものです。

お客様には、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

「暴力団等排除条項」の導入について

大 幸 工 業 株 式 会 社
大阪ベントナイト事業協同会社
大 幸 グ ル ー プ

弊社グループ各社では、暴力団等反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進しておりますが、その取り組みの一環として、平成22年3月1日より、「暴力団等排除条項」を導入し、4月1日より同条項の適用を開始いたしました。

この排除条項は、契約締結の際に相手方の会社が暴力団関連企業でないこと、及び本人並びに社員が、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことを表明、確約していただき、仮にそれに反することが判明したときは弊社の判断で直ちに取引を停止し、解約できることを定めた条項です。

これらの取り扱いは、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等の内容を踏まえたものです。

弊社グループ各社は、政府指針などの趣旨を踏まえ、引き続き反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを積極的に行って参ります。

お客様には、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。